

～待ったなし！長時間労働対策、同一労働同一賃金～

聞いてみよう！

働き方改革 無料相談会

最近、ニュースでよく聞く「働き方改革」。新聞によると、残業時間の上限規制が罰則付きになるらしいけど、人手不足の中小企業はどうしたらいいの？ 有給休暇を必ず年5日は取らせるようにするらしいけど、パートさんにも取らせるの？ 同一労働同一賃金って、何をすればいい？ 取り組まないと罰則があるの？ 「働き方改革」に取り組めば助成金が貰えるって本当？なんとなくスッキリしない「働き方改革」の??を、社会保険労務士に聞いてみましょう。相談無料です！

日時：平成30年7月2日（月）

午後1時～午後4時

場所：小松島商工会議所 1階会議室

講師：上田社会保険労務士事務所 代表
社会保険労務士 上田 佳江氏

費用：無料（当日の相談に限ります）

※下記の申込書にお書きの上、FAXにてお申込みください。



相談申込書（Fax 0885-32-0008）

希望時間	時 分 から		
事業所名			
電話番号		参加者名	
相談内容 （簡単にお書き下さい）			

※ご記入いただいた内容は、当事業の目的以外に使用しない等個人情報の適切な保護に努めます。

主催：徳島県働き方改革推進支援センター・徳島県社会保険労務士会

共催：小松島商工会議所・（一財）小松島市産業振興協会 TEL32-3533 Fax32-0008